

学校や教室に行きづらい児童生徒の学習評価について（ガイドライン）

諏訪市教育委員会

令和5年11月17日策定

本ガイドラインは、「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン（出席扱いの考え方）」（令和3年2月17日 諏訪市教育委員会策定）における「基本方針^{*1}」にもとづき、諏訪市立小中学校が行う児童生徒の学習評価についての考え方を示すものです。各小中学校で、学校や教室に行きづらい児童生徒の学習評価に関する計画を立てる際に、その内容や方法等を判断するための目安を示すものです。

^{*1}「基本方針」（抜粋）

在籍校が把握した相談・指導のうち学習に関わる部分について、その計画や内容が在籍校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入し、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設等に伝えることができるものとする。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することが求められるものではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえたうえで、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものである。

1 基本的な考え方

支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することです。

学校や教室に行きづらい要因や背景、その期間や受け止め方は、児童生徒それぞれ異なります。そのため、支援ニーズも多岐にわたることから、日頃の児童生徒理解はもとより、児童生徒本人や保護者の話をよく聞き、個別のニーズを把握することが重要です。

学習評価については、児童生徒自身が自らの学びを振り返り、手応えを感じて次の学習に向かっていくツールと捉え、学習評価をすることが学びの意欲や自己肯定感、自己効力感などの高まりにつながるかなどの視点から検討します。同時に、評価規準が学校にあることから学習評価を求めない、また評価されることに抵抗がある児童生徒がいることにも留意します。

2 学習評価の実施にあたって

（1）学習評価の原則

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。

（2）「学校における教育活動」とする判断

学校が民間施設等（ICT等を活用する場合も含む）における学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし、校長が適切と判断することが前提です。

その際、学校の教育課程は「授業」に限定されるものではないことから、当該児童生徒の状況を踏まえ、学校や教室以外の場所での学習活動を広く位置付けて判断します。

(3) 学習評価の進め方

- ① 学校は、当該児童生徒や保護者に対し、学習評価に関する仕組みや評価結果について丁寧に説明するなど、評価に関する情報をより積極的に提供し、児童生徒や保護者の理解を図ります。
- ② その上で、児童生徒の最善の利益の観点から、学習評価の実施について検討し、児童生徒や保護者と合意形成を図ります。
- ③ 学校は民間施設等との間で、当該児童生徒にかかわる学習評価の進め方や民間施設等における学習活動の把握方法など、必要な事項について情報共有するとともに、さらに必要がある場合は、学級担任等の教職員や民間施設の指導員、保護者などによる連絡会を実施するなどして、十分な連携・協力関係を築き、学習活動に関する多様な情報を得て評価を適切に行います。
- ④ 当該学習の評価を指導要録に記入し、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該民間施設等に伝えることができますものとしします。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することが求められるものではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえたうえで、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めます。

3 留意事項

- (1) 児童生徒や保護者の気持ちに寄り添った丁寧なコミュニケーションに努めます。

「評定」がつけられない場合は、当該児童生徒や保護者に対して、学校の評価計画に基づいた丁寧な説明をします。特に、児童生徒や保護者が不安や心配に感じることで、高等学校等の入学選抜への影響があります。長野県教育委員会は、「評定がつかない教科があることや、不登校であることのみで不合格になることはないこと」「健康の記録は、就学不可能と認められる者以外については、差等をつける資料としないこと」など、あらためて各学校に通知をしています。このことも踏まえつつ、丁寧なコミュニケーションをとっていくことが不可欠です。

また、「評定」がつかないことを理解はしていても、通知票の評価欄が「/」（スラッシュ）となることの心理的影響をフォローする必要があります。

- (2) 学校以外の場所での多様な活動について、柔軟に教育課程と関連付けます。

2(2)でいう「学校の教育課程に照らす」とは、学校での学習と同等のものとして読み替えられる場合や、個別の指導計画にそって教育課程に関連付く場合、学習指導要領等の目標や内容からみて教育課程に準じている場合などが考えられます。

この場合、教科であれば単元や題材のまとまりごとに、観点別学習状況の評価を行います。また、総合的な学習の時間や道徳、特別活動などであれば、文章の記述等による評価を行います。さらに、その他の活動として評価するなど、温かい眼差しで評価します。

- (3) 家庭において、学校とのオンライン授業等、ICT等を活用した学習活動を行っている場合も、「不登校児童生徒への支援の在り方について*²」(令和元年10月25日、文科省通知)、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について*³」(令和5年3月31日、文科省通知)

をもとに、本ガイドラインにより実施します。

*2 「不登校児童生徒への支援の在り方について」

「(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」(抜粋)

我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

*3 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(抜粋)

(3) 教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施

不登校により自分の教室で授業が受けられない場合であっても、自宅等で1人1台端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待される。

この場合、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒が一定の要件を満たした上で、自宅等においてICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいこと。

(4) 学校以外の場所でも、単元テストや定期テストなど、学校と同様に受けられるようにします。

学校のテストは、その学校の教育課程の一部として実施されるものですが、学校以外の場所でも受けられるようにします。学校以外の場所で受ける場合は、学校と連携しながら支援者同士で手順や体制等を丁寧に打ち合わせておきます。

(5) 評価方法を工夫して、評価を指導に生かします。

学習評価を行うには、観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、児童生徒の学習状況を的確に把握できる方法を選択するとともに、妥当性・信頼性の高い評価方法を工夫する必要があります。

また、児童生徒の学ぶ意欲の向上が図られるような評価・評定となるよう、学校では評価方法を不断に見直し、学習状況を適切に評価して指導に生かします。

4 その他

本ガイドラインは、学校における実施状況を踏まえ、適宜見直します。

【参考資料】

- (1) 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」H31.3.29 文部科学省
- (2) 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」R元.10.25 文部科学省
- (3) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)」R5.3.31 文部科学省
- (4) 「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」R元.6 国立教育政策研究所
- (5) 「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」H23.11 国立教育政策研究所
- (6) 「不登校に関する調査協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」R4.6 不登校に関する調査研究協力者会議、文部科学省
- (7) 「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～VOL.2」R5.3 長野県教育委員会
- (8) 「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン」R3.2.17 諏訪市教育委員会